

豊田市農業委員会議事録

令和7年5月27日、豊田市農業委員会長 杉浦俊雄は、令和7年5月農業委員会総会を豊田市役所東庁舎7階、東大会議室1に招集した。

<会議に付した議案>

議案第26号 農地法第3条の規定による許可について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第28号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について

議案第29号 農用地利用集積等促進計画案(新規設定)に対する意見について

議案第30号 農用地利用集積等促進計画案(権利移転)に対する意見について

議案第31号 中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることの要請について

議案第32号 土地改良法第3条第1項第2号による申出の承認について

議案第33号 最適化活動の点検・評価について

報告

耕作放棄地の農地、非農地の判断について

農地法第18条第6項の規定による通知書受理について

農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について

農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書受理について

<出席委員> (16名)

1 番	鈴木喜一郎	2 番	築山 正樹	3 番	中川 豊
4 番	中根 敏明	5 番	深津 峰男	6 番	近藤 和人
7 番	杉浦 俊雄	8 番	石川 文志	9 番	梅村 逸次
10 番	水嶋 広	11 番	水野 省治	12 番	伊藤喜代司
14 番	中島 匡代	15 番	加知 満	16 番	伊藤 政和
17 番	倉地 雅博	18 番	林 如実	19 番	杉田 雅子

<欠席委員> (1名)

13 番 梅村 貢司

<事務局説明員>

事務局長	山岡 雅史	副主幹	中根 紘子	担当長	杉本 一浩
主査	井上 貴道	主査	神谷 一平	主査	岩月 彰弘
主事	佐藤 沙菜	書記	長谷川賢斗		

(開会 午後2時00分)

議長 ただいまより、豊田市農業委員会総会を開催いたします。

出席状況について事務局より報告を求めます。

事務局 本日の欠席委員は、13番 梅村 貢司委員、以上1名です。委員の半数以上の出席を得ていますので、本総会が成立いたしていますことをご報告します。

議長 ここで、本日の議事録署名者2名を指名させていただきます。

10番 水嶋 広委員、11番 水野 省治委員、以上の2名の委員にお願いいたします。

それでは、議案の審議に入ります。

本日の提出議案は、議案第26号から第33号までの審議案件8件と、その他の報告案件5件です。

それでは、順次、議案を上程させていただきます。

令和7年議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」

事務局に説明を求めます。

事務局：令和7年議案第26号「農地法第3条の規定による許可について」。

詳細はお手元にある議案をご覧ください。

33番、千足町の件。

担当推進委員の篠田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

34番、岩滝町の件。

担当推進委員の木村委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

35番、和会町の件。

担当推進委員の山田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

36番、西岡町の件。

担当推進委員の近藤（光）委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

37番、駒場町の件。

担当推進委員の柴田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

38番、猿投町の件。

担当推進委員の羽根田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

39番、東大林町の件。

担当推進委員の小木曾委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

40番、川手町の件。

担当推進委員の岡田委員からは、問題ない旨、ご意見をいただいております。

以上読み上げました案件につきまして、農地法第3条第2項各号の不許可の条文に該当しないことを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。
議案第26号で上程されました8件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。
よって、議案第26号は「承認決定」されました。
令和7年議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第27号「農地法第5条の規定による許可申請承認について」
今回、議案として上程した5件のうち、69番、御幸町の件は、申請者から事前に取下げ願いがありました。そのため、今回は4件についてご審議のほうをお願いいたします。立地基準、許可基準について述べさせていただきます。
68番、長興寺の件、分家住宅です。
農地区分は第3種農地です。街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。
許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。
お願いします。

鈴木委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。
続きまして、70番、堤町の件。駐車場です。一時転用です。
農地区分は、農用地区域内農地です。
判断基準は、農業振興地域整備計画において、農用地等として定められた土地の区域にある農地です。
許可基準は、申請地を一時的な利用に供するために行うものであって、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められるため、許可できる。に該当します。
お願いします。

杉浦委員：特に異議ありません。

事務局：ありがとうございます。
71番、駒新町の件。工場です。
農地区分は第3種農地です。
判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。
許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

お願いします。

石川委員：特に問題ありません。

事務局：ありがとうございます。

72番、西広瀬町の件。駐車場です。

農地区分は第3種農地です。

判断基準は、街区に占める宅地の割合が40%を超えている区域にある農地です。

許可基準は、第3種農地に該当し、許可できる。に該当します。

お願いします。

梅村(逸)委員：異議ありません。

事務局：ありがとうございます。

なお、一般基準については、全ての案件について問題ない旨を既に確認いたしております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当委員の意見をいただきました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第27号で上程されました4件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第27号は適当である旨、承認されました。

令和7年議案第28号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第28号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明について」

2番、永覚新町の件、主たる従事者の故障のためです。

担当推進委員の中尾委員からは、証明について問題ない旨ご意見をいただいております。

以上、読み上げました案件につきまして、生産緑地法第10条の要件を満たしていることを確認しております。

以上です。

議長：事務局の説明並びに地区担当推進委員の意見が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第28号で上程されました1件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第28号は「承認決定」されました。

令和7年議案第29号「農用地利用集積等促進計画案(新規設定)に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：議案に入る前に、今年度から利用権設定の制度がかわりましたので簡単に説明させていただきます。

農業経営基盤強化促進法の一部が改正されたことに伴い、今年度から地域計画が開始されました。これまでは相対と転貸による利用権設定が可能でしたが、農地中間管理機構を経由した転貸に統一され、農用地利用集積等促進計画に一本化されました。これに伴い、地域計画内の農地については、農業委員会の意見を求めることになります。

議案に入ります。農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(新規設定)を定めることについて、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年7月1日から貸借期間が開始されるものです。

資料は2種類あります。6-1ページ、議案第29号資料①は利用権設定の総括表です。6-2から6-3ページ、議案第29号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。

ここでは、6-1ページ、議案第29号資料①利用権設定の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借始期はいずれも令和7年7月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。今回は、総括表の一番下の総数のとおり、36筆、4万7,952㎡の利用権を設定するものです。

以上です。

議 長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第29号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第29号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第30号「農用地利用集積等促進計画案(権利移転)に対する意見について」、農政企画課の説明を求めます。

農政企画課：議案第29号と同様、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(権利移転)について、別紙のとおり意見を求めます。

今回、ご意見をいただくものは、地域計画内で令和7年7月1日から権利が移転されるものです。

資料7-1ページ、議案第30号資料でご説明させていただきます。

2件あります。上の表が3筆、2, 830㎡の権利を移転するものです。

下の表が1筆、1, 359㎡の権利を移転するもので、合計4筆、4, 189㎡の権利が移転されるものです。

以上です。

議長：農政企画課の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第30号において上程されました件について、計画案に賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第30号は「意見なし」として答申します。

令和7年議案第31号「中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることについての要請について」、事務局の説明を求めます。

事務局：先ほどまでの議案第29号、第30号は、地域計画の区域内の話でしたが、こちらは地域計画の区域外の話になります。

農業経営基盤強化促進法等の一部改正により、令和7年4月から地域計画の区域外において利用権設定しようとする場合、農業委員会がその内容を取りまとめ、農地中間管理機構に対し「農用地利用集積等促進計画」を定めるよう要請する形に変更されました。

今回、地域計画の区域外で利用権設定の申し出があったため、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農地中間管理機構へ農用地利用集積等促進計画を定めることを要請します。

今回、ご審議いただくのは、令和7年7月1日から貸借期間が開始される利

用権設定です。

資料は2種類あります。8-1ページ、議案第31号資料①は総括表です。次のページ、8-2ページ、議案第31号資料②は1筆ごとの情報を全件示したものです。ここでは、8-1ページ、議案第31号資料①の総括表でご説明させていただきます。総括表の左に書かれているのが貸借終期です。貸借の始期はいずれも令和7年7月1日ですが、貸借の終期がそれぞれ異なっています。

今回は、総括表の一番下の総数のとおり、13筆、2万4,257㎡の利用権を設定するものです。

なお、この内容につきまして、事前に豊田市に対し意見聴取を行い、「意見なし」との回答を得ております。

以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第31号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第31号は「承認決定」されました。

令和7年議案第32号「土地改良法第3条第1項第2号による申出の承認について」、事務局の説明を求めます。

事務局：議案9ページをご覧ください。

令和7年議案第32号土地改良法第3条第1項第2号による申出承認について、土地改良法第3条第1項第2号の規定に基づき、土地所有者からの県営土地改良事業(下山地区)に参加すべき旨の申出について、別紙のとおり承認する。

次のページ、9-1ページの資料①は、土地改良事業参加申出者一覧表で、9-2ページから9-4ページ、資料②は土地改良事業参加資格交代申出者一覧表です。

このうち今回ご審議していただくのは、資料①の土地改良事業参加申出者一覧表になります。

今回、対象となる土地改良事業は、県営土地改良事業、農地環境整備事業(下山地区)です。本事業は当初、工期が令和元年度から令和6年度までであったものが、令和元年度から令和12年度までに変更になり、受益面積も78.1haから71.3haへ変更になることが予定されています。

事業計画変更に伴い、当初耕作者が土地改良事業の同意対象者であったものを、土地所有者に変更する旨の申出があった一覧表が、ご審議いただく資料①になります。

今回、申出があったのは、15件、23筆、2万5,729㎡です。

参加申出の理由等を勘案して、特に問題ないと認められますので、本件の承認をお願いするものです。

なお、別途参加資格の交代申出もあり、こちらに関して一覧表にしたものが9-2ページから9-4ページ、資料②になります。こちらに関しては、特に承認は必要ありません、したがって申出を受付したことのみご報告いたします。

以上、よろしくお願いいたします。

議 長：事務局の説明が終わりました。

ここで、委員の皆さんのご質問並びにご意見を伺います。

(会場声なし)

議 長：特にご意見等もないようですので、採決をいたします。

議案第32号で上程されました件について、賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議 長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第32号は「承認決定」されました。

令和7年議案第33号「最適化活動の点検・評価について」、事務局の説明を求めます。

事務局：令和7年議案第33号「最適化活動の点検・評価について」

令和4年2月2日付、農林水産省経営局長通知及び同年2月25日付農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等」、いわゆる最適化活動のガイドラインに基づき策定した以下の点検・評価について、意見を求めます。

意見を求める点検・評価は、議案書に記載のとおり、「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」、「令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」の2つです。

まず1つ目の、「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について説明します。10-1ページをご覧ください。

この資料は、推進委員等から提出された日報及び月報と、令和6年度末の実績値を基に作成し地区ごとにまとめたものです。

左から、成果目標の「①農地の集積」「②緑区分の遊休農地の解消」「③新規参入の促進」及び「活動日数目標」について、それぞれ目標・実績・達成率・評価点を記載しています。

評価点は、ガイドラインにおいて各目標の達成率に応じて決められている点

数が入っています。合計⑥の欄が評価点の合計です。その右側「全体としての評語」は、ガイドラインにおいて評価点の合計点数に応じて決められている評語が入っています。評価点及び評語の評価基準につきましては、10-3ページの(1)、(2)に掲載しています。

次に2つ目の「令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」について説明します。10-2ページをご覧ください。

こちらは、農業委員会全体の最適化活動についてまとめたものになります。

左から、成果目標の「(1)農地の集積」「(2)遊休農地の解消等」「(3)新規参入の促進」、そして、活動目標の「(1)推進委員等が最適化活動を行う日数」「(2)活動強化月間」「(3)新規参入相談会への参加」について、それぞれ目標及び実績値と最後に点検・評価結果が入っています。

様式上、達成率及び評価点の記載はありませんが、先ほどの「推進委員等の点検・評価」と同様に、ガイドラインにおいて各目標の達成率に応じた評価点数及びその合計点による点検・評価(評語)が決められています。

評価点及び評語の評価基準に関しましては、10-3ページ2の(1)、(2)に記載のとおりであり、それに照らすと、令和6年度の豊田市農業委員会全体の評価点は、成果目標3点、活動目標2点の合計5点で、それに対する評語が「目標に対して期待どおりの結果が得られた」となります。

説明は以上です。

議長：事務局の説明が終わりました。

ここで、説明内容について委員の皆さんのご質問を伺います。

(会場声なし)

議長：特に質問もないようですので、これから委員から意見を伺います。

まず、1つ目の「令和6年度推進委員等の最適化活動の点検・評価」について、資料に記載されている地区ごとに、その地区の農業委員からご意見をいただきたいと思います。

資料に記載されている地区の順に委員を指名しますので、ご発言をお願いします。

2つ目の「令和6年度農業委員会の最適化活動の点検・評価」については、私が総括して意見を述べさせていただきます。

では、豊田地区の点検・評価について、鈴木委員のご意見を伺います。

鈴木委員：豊田地区ですが、推進委員が4名おります。全体としての評価としては、目標をやや下回る結果になったということとあります。

以上です。

議長：ありがとうございます。

次に、高橋地区の点検・評価について、築山委員のご意見を伺います。

築山委員：高橋地区の令和6年度の平均活動日数は5.7日で、令和5年に比べると約2日近く増加いたしました。目標の10日を達成しようと思うと、まだまだ頑

張らなければならないと感じております。目標地図の素案づくりに注力したこともあり、成果実績はいずれも目標値には届きませんでした。高橋地区の目標地図の素案作成も、先行的に取り組む地区を決めて皆で集中して取り組んできました。令和7年は先行地区に新たな地区を加えて、目標地図のブラッシュアップを取り組みながら、目標の達成を遂げられるように努めていきたいと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、上郷地区の点検・評価について、深津委員のご意見を伺います。

深津委員：上郷地区推進委員4名でございまして、令和6年度の平均活動日数が5.4日、令和5年度は3.8日で、1.6日増加することができました。これは、毎月開催している定例会議で情報の共有を行った成果だと思います。ただし、毎月の目標日数は10日ですので、目標は未達成になりました。未達成の要因としては、目標地図の素案作成が活動の中心となって成果目標まで達成が厳しい状況があったと思っています。令和7年度活動日数10日の達成のうえ、目標地図の精度向上に向けた取り組みとして、耕作者の把握、調整中農地についての担い手と調整、目標地図の変更など報告書に取込みをし、定例会議を開催し、活動内容について推進委員全体で共有して活動日数を達成したいという考えであります。

以上でございます。

議長：ありがとうございました。

次に高岡地区の点検・評価について、石川委員のご意見を伺います。

石川委員：高岡地区の説明をいたします。当地区は、平均活動日数が6日で、昨年度と比較して2日近く減少してしまいました。これは、今までベテランで最も活動的な推進委員が体調不良で交代したこともあり、若干やむを得ないのではないかと考えております。毎月自主的に地区委員会を開催しており、多忙の中ではありますがよくやってくれているのではないかと考えております。また、推進委員担当地区ごとに農地の利用状況がかなり異なりますので、判断に迷うところもあり、今年度は委員同士が手を組んで活動したらと言っております。また、今後とも困難な事案の相談を行えるように、毎月地区の農業委員会も開催する予定でございまして。当高岡地区としては、真面目で責任感が強い委員が多いため、活動日数は今後は増えていくのではないかと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、猿投地区の点検・評価について、梅村逸次委員のご意見を伺います。

梅村(逸)委員：それでは、猿投地区、発表させていただきます。

猿投地区の令和6年度の平均活動日数は約8.7日で、令和5年度から約1日増加しております。これは目標地図の素案作成を中心に、推進委員全員が精力的に活動に取り組んだ結果と考えております。評価点こそ1点ではありますが、新規参入に積極的に取り組んでくれた推進委員もあり、令和7年度にこれが成

果に反映することを期待しております。また、新規発生緑区分の農地が増えているため、効果的な解消活動があれば共有していきたいと思っております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、保見地区の点検・評価について、水嶋委員のご意見を伺います。

水嶋委員：保見地区の意見でございます。当保見地区は、目標地図が令和５年度にほぼ完成したこともあり、活動日数は伸びておりません。よって、いずれの成果目標も達成に至らなかったものと思っております。当保見地区では田代町以外で目標地図が完成して１年以上経過することから、現状の意向と異なる状況がしばしばございます。改めて中心的な担い手さんと協議、調整を行い、目標地図の色の塗り替えを進めていきたいと思っております。ちなみに、昨日、今日と午前中、推進委員と私で回りまして、１筆、１筆の確認を進めているところでございます。また、緑区部分の遊休農地の解消につながるよう、草刈りの必要のある農地の確認を取り組み、活動日数の増加に続けてまいりたいと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、石野地区の点検・評価について、水野委員のご意見を伺います。

水野委員：石野地区ですが、令和５年度に続いて活動日数が１１．５日で、目標を達成することができました。令和７年度も農地パトロールを行いながら、目標地図の意向不明農地の把握、違法転用の早期発見に取り組み、１０日の目標を達成したく考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、松平地区の点検・評価について、伊藤喜代司委員のご意見を伺います。

伊藤(喜)委員：松平は２人の推進委員さんがおり、２人の方の活動実績は７．２日間です。これは、令和５年度と同様であります。

ここで、私から意見表明というよりも、実は、推進委員さんから事務局に出される活動報告を一度も見たことがないというのが実態でありまして、ここでこういう評価に値する意見を申し上げるのは、十分ではないと考えておりますので、実態として、７．２日間の活動が行われたことのみご報告をさせていただきます。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、藤岡地区の点検・評価について、中島委員のご意見を伺います。

中島委員：藤岡は推進委員が２人いまして、頑張っておられます。目標は１０日ですが、若い人が頑張っておられますので、やや下回っておりますがこれからも頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いします。

議長：ありがとうございました。

次に、小原地区の点検・評価について、加知委員のご意見を伺います。

加知委員：小原地区ですが、平均活動日数７．７日でございます。令和５年度から比べる

と2日ほど増加させることができました。また、推進委員が精力的に活動に取り組んだことから、特に新規参入の促進にあたっては中山間地域ながら全地域をとおして最も高い300%超えの達成率につながったと考えております。一方で、緑区分、遊休農地の新規発生は年々増えていくことが予想されます。山間地では解消効果の低い農地も多く、遊休農地の解消に限ったことではありませんが、せっかく目標地図をつくったのだから、目標地図の作成区域にしばった活動の実施や目標設定など、より効果的で地域の実働にあった形に見直していただくことも必要なのではないかと考えております。

以上でございます。

議長：ありがとうございました。

次に、足助地区の点検・評価について、伊藤政和委員のご意見を伺います。

伊藤(政)委員：失礼いたします。足助地区には推進委員が5名ほどいますが、積極的に活動していただいた結果、全体的に成果実績につながったように思います。特に平均活動日数は、令和5年度から2日ほど増加し、目標である10日を達成することができました。令和7年度においては、やみ耕作が判明している人に対する手続の働きかけや、自作困難になってきた人に対して担い手等を紹介していくことに力を入れて、積極的に集積率の増加につなげていきたいと考えております。

一方で、担い手のいない地域も数多くあるので、将来について話し合う機会を増やしていけるとよいと考えております。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、下山地区の点検・評価について、倉地委員のご意見を伺います。

倉地委員：下山地区は、地域としっかりコミュニケーションをとりながら、下山地域営農協議会の構成委員である地区代表の方々をしっかりと巻き込んでやっていくことを心掛けております。結果、平均活動日数は昨年よりも2日ほど増えまして、10.4日ということで目標を達成することができました。さらに集積率の達成もその賜物であると考えております。令和7年度は、地域での話し合いを継続しながら目標地図のブラッシュアップを図っていくということで、目標地図の精度向上のために7年6月に地域での協議会をとおして、構成委員のレベル合わせ、利用権設定、担い手のことをきちっと進めていきたいと思っています。

以上です。

議長：ありがとうございました。

次に、旭地区の点検・評価について、林委員のご意見を伺います。

林委員：旭地区における本年度の活動日数は、昨年を上回る約7.8日となりました。目標の10日は満たないものの、仕事を持ちながら時間を確保し、地道に活動を続けてこられた推進委員の、皆様の努力の成果であると考えます。

また、旭地域営農協議会と連携を図り、地域を巻き込んだ形で目標地図の素案作成にも取り組みました。しかしながら、町内会単位での温度差が見られたこともあり、成果目標の達成率については成果が見られなかったと思います。

この結果は推進委員の活動というよりも、高齢化や人手不足といった山村地域特有の課題によるところであるのではないかと感じています。今後はこの結果を真摯に受け止め、より一層地域との連携を深めながら推進委員の活動を支援し、目標に一步でも近づけるよう取り組んでまいります。

議長：ありがとうございます。

次に、稲武地区の点検・評価について、杉田委員のご意見を伺います。

杉田委員：稲武地区では、令和6年度の平均活動日数は4.9日と、目標の半分にも達しないという結果になりました。わけあって推進委員の1名の活動が完全に停滞してしまったことが大きな要因となりました。そのような状況の中でも、残りの推進委員が本当に積極的に活動に取り組んでくれたため、集積率の目標達成までもうひと押しというところまでいけたと思います。ベテランの元推進委員が再び力を貸していただけることになってため、令和7年度は目標達成を目指して、目標地図のブラッシュアップをはじめとした活動に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

議長：ありがとうございます。

農業委員会全体の点検・評価については、私から意見を述べさせていただきます。

令和6年度の最適化活動については、目標地図作成を中心に行ってきました。国が重視する活動目標については、活動日数7.1日で目標達成とはいきませんでした。令和5年度に比べると1日増加しましたが、全体的には中山間地域でしっかりと活動していただいた感じはあったのですが、平地の地域で活動が少なかったことが少し残念であります。

また、推進委員等の点検・評価結果の目標に対し、期待を上回る結果が得られたと、目標に対し期待どおりの結果が得られたことをあわせると16人で、全体の33%となり、令和5年度より3%上昇しました。委員の意識が向上してきた結果だと思っております。

活動強化月間については、6年の10月に農地パトロール、12月に新規緑判定・農地所有者への個別訪問、翌年2月に再生困難農地調査・目標地図・担い手調整中農地のランク分けが実施されました。新規参入相談会へは、豊田地区の推進委員に参加していただいております。いずれも計画的に実施できたことに加え、委員の皆さんの積極的な活動をいただけたことにより目標達成ができました。

一方で、成果目標については、農地の集積、遊休農地の解消、新規参入の促進、いずれも令和5年度の実績より少ないという結果になりました。目標地図の作成に主眼をおいたため、活動が強化できなかったことが要因の1つとして考えられます。さらに、集積率では国が示す実績の算出方法に委員の努力が見え辛いなど、新規参入の促進についても効果がある取り組み項目と言えるかなど、この評価方法が本当に適切なのかという思いもあります。

地域によって活動の仕方や目標とするところが違ってきているので、それに

合った取り組み項目につながるよう、国に対して見直しを求めていきたいと考えています。

令和6年3月、最適化交付金の実施要綱が改正され、活動日数が重視される内容となったことで、令和5年度の活動日数6日という実績が令和6年度の交付額に反映され、大幅な減額という形になってしまいました。交付金をもらうことが目的ではありませんが、活動に対する上乗せ報酬であるのでそれぞれの委員の皆さん、農業委員会の評価として示されたことは重く受け止める必要があると考えています。

今後は、目標地図の実現やブラッシュアップに向けた取り組みが、農業の将来にかかわる大きな課題と考え、その業務を使命と捉えて、豊田市農業委員会が丸となって積極的に取り組んでいきたいと思っています。

では、議案第33号で上程されました件について、採決をいたします。

ただいま、各委員からいただきましたご意見を「農業委員会の意見とする」ことに賛成の委員は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

議長：ありがとうございます。挙手多数と認めます。

よって、議案第33号は「承認決定」されました。

報告案件について、事務局より説明をお願いします。

事務局：議案11ページ、11-1及び11-2ページをご覧ください。

報告、「耕作放棄地の農地、非農地の判断について」です。

こちらの報告案件は、農地所有者による「非農地確認願」の申請に基づき、事務局で別紙のとおり現況確認を行った結果、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しないと判断しましたことを報告いたします。

続いて、議案12ページを御覧ください。

報告、「農地法第18条第6項の規定による通知書受理について」

48番、和会町の案件から13ページをご覧ください。

53番、前林町の案件までの6件について、いずれも賃貸借権の合意解約につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案14ページを御覧ください。

報告、「農地法第4条第1項ただし書きにおける適用除外の確認について」

2番、西中山町の案件と、3番、猿投町の2件について、2a未満の農業用倉庫につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案15ページをご覧ください。

報告、「農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出書受理について」

12番、柿本町の駐車場の案件から、16ページをご覧ください。

16番、美里の共同住宅までの5件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

続いて、議案 17 ページをご覧ください。

報告、「農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出書受理について」

48 番、浄水町の自己用住宅の案件から、21 ページをご覧ください。

66 番、小坂町の駐車場の案件までの 19 件について、いずれも市街化区域内農地の転用につき、既に事務局で受理していることを報告いたします。

以上です。

議長：これで、本日の全議案の審議を終了しました。

慎重審議いただき、誠にありがとうございました。

(閉会 午後 2 時 44 分)